

公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

松江市上下水道局公営企業会計システム更新業務委託公募型プロポーザルの実施について

松江市上下水道局では、本局で現在稼働している「公営企業会計システム」の更新業務を委託する事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施します。

令和3年4月30日

松江市上下水道事業管理者  
上下水道局長 川原良一

1. 業務名

松江市上下水道局公営企業会計システム更新業務委託

2. 委託業務の範囲

システムのソフトウェア及びハードウェアの導入並びに2会計分のデータ移行に関する次の業務を行う。

(1) システム導入

- ・ 公営企業会計用パッケージソフトをベースとしたシステム構築
- ・ サーバ機器の調達及び設置（システム初期設定を含む）
- ・ 端末機器の初期設定
- ・ 運用テスト（仮稼働期間中の運用・保守を含む）
- ・ 操作研修

(2) データ移行

既存システムから新システムへのデータ移行（少なくとも以下のデータの移行を行う）

- ・ 会計システムデータ（マスタ、R3伝票データ、R3年度予算、R2年度決算）
- ・ 固定資産台帳データ
- ・ 企業債台帳データ（1会計のみ）

3. 納入場所

島根県松江市 松江市上下水道局及び松江市内の指定するデータセンター

4. 業務期間

システム導入・データ移行期間：契約締結日から令和4年3月31日

5. 仮稼働期間

システムの仮稼働は令和3年10月中旬までに開始し、令和4年3月31日までを仮稼働期間とし、令和4年4月1日から本稼働する。また、仮稼働期間中の令和3年10月下旬には新システムで令和

4年度予算要求入力ができること。

## 6. 参加資格者の条件

次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、誠実かつ確実に行使できること。
- (2) 松江市の入札指名停止の措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 松江市入札参加資格を有していない者は、以下の要件を満たすこと。
  - ①本店所在地において、地方税の滞納がないこと。
  - ②消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - ③社会保険料の滞納がないこと。
  - ④直前1年以上の業務実績または活動実績があること。
  - ⑤松江市以外の行政機関の指名停止を受けていないこと。
- (6) 平成30年4月以降に主たる契約者として公営企業会計システムを導入した実績を有すること。
- (7) 基本パッケージは、全国の50以上の公営企業で使用されていること。

## 7. プロポーザル参加の手続きについて

### (1) 質問・回答

本プロポーザルの内容に関して不明な点がある場合、質問書（様式4）により質問すること。

- ①質問受付期間 令和3年4月30日（金）～5月11日（火）17時まで
- ②提出方法 電子メールまたはFAX
- ③提出先 松江市上下水道局 総務課 財務係
- ④質問回答日 令和3年5月19日（水）までに松江市上下水道局ホームページの「公営企業会計システム更新業務委託公募型プロポーザルの実施について」欄で公開する。
- ⑤その他 企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問は受け付けない。  
質問を行った者の名称は公表しない。  
電話、口頭による照会には対応しない。

### (2) 参加表明書の提出

企画提案に参加する場合、以下の書類を提出すること。

#### ①提出書類

- ア. 参加表明書（様式1）
- イ. 会社の概要（様式2）
- ウ. 実績報告書（様式3）
- エ. 参加資格に関する書類

松江市入札参加資格を有していない者は、以下の書類も提出すること。

（証明書類については公告日より3カ月以内に発行されたものとする）

- （ア）本店所在地において、地方税の滞納がないことを証明する書類
- （イ）消費税及び地方消費税納税証明書
- （ウ）社会保険料の滞納がないことを証明する書類（写し可）

- (エ) 決算書（直近1年分）
- (オ) 法人の履歴事項全部証明書（写し可）
- (カ) 定款

- ②提出期限 令和3年5月24日（月）17時必着 ※遅れた場合、参加は認めない。
- ③提出部数 代表者印を押印したものを1部、写しを4部 合計5部
- ④提出方法 持参又は一般書留もしくは簡易書留による郵送で提出すること。
- ⑤提出先 松江市上下水道局 総務課 財務係

### （3）企画提案書の作成・提出

企画提案書の作成・提出にあたっては、次の事項に従うこと。

#### ①提出書類

- ア. 企画提案書
- イ. 価格提案書（様式5）
- ウ. システムのパンフレット
- エ. 松江市上下水道局公営企業会計システム機能要件書（様式7）適合状況を記入したもの

- ②提出期限 令和3年6月11日（金）17時必着  
期限に遅れた場合、参加は認めない。

- ③提出先 松江市上下水道局 総務課 財務係

- ④提出方法 持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送で提出すること。

- ⑤提出部数 ・企画提案書…代表印を押印したもの1部及び写し4部 計5部  
・価格提案書…代表印を押印したもの1部（封入封緘押印のこと）  
・システムのパンフレット…5部  
・松江市上下水道局公営企業会計システム機能要件書（適合状況を記入したもの）  
…5部

## 8. 提案上限額

提案上限額は、金17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものであることに留意すること。また、この金額には本稼働開始後の保守費用及び5年後の移行データ抽出費用は含まないものとする。

## 9. 企画提案の審査等

審査は、プロポーザル審査委員会において提出書類及びヒアリング（プレゼンテーション）により行い、その結果は文書にてすべての提案者に通知する。

## 10. 契約

管理者は、優先交渉権者と契約締結に向けて交渉・協議を行い、松江市上下水道局公営企業会計システム更新業務委託契約を締結する。

但し、当該交渉・協議は不調となった時又は次項により優先交渉権者が失格となった場合、その他の事由により優先交渉権者と契約締結に至らないときは、次点交渉権者を相手方として契約締結に向けた交渉・協議を行う。

11. 失格条件

失格条件は、松江市上下水道局公営企業会計システム更新業務委託プロポーザル実施要領第10項に基づく。

12. 提出書類の書式

所定の書式は、松江市上下水道局ホームページからダウンロードした書式を使用すること。

13. 提出書類作成上の留意事項

提出書類の作成にあたっては、この公告のほか、松江市上下水道局公営企業会計システム更新業務委託のプロポーザル実施要領を参照すること。また、具体的な使用については要求仕様書及び機能要件書を参照すること。

14. 問合せ・提出先

〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目17番24号

松江市上下水道局 総務課 財務係

担当：作野、藤田

TEL：0852-55-4902

FAX：0852-55-4890

E-mail：suidou@water.matsue.shimane.jp